

長崎市 猫の適正飼養ガイドライン 〔改訂版〕



みんな おうちで いっしょがいいね。

＊ ＊ ねこはできる限り屋内で飼いましょう ＊ ＊

イラストレーション 椿あす

はじめに……ひととねこが平和に共存するまちづくりのために

ねこたちは、ながさきの風景に溶け込むように、わたしたちとともに暮らしています。同じ街に暮らす生き物としてねこをかわいがり餌を与えるひとがいる一方で、そうしたねこがもたらす糞尿や乱繁殖の被害に迷惑するひともいます。ひととねこが平和に共存するためには、ひとの側に「思いやり」と「ルールづくり」の両方が求められます。

このガイドラインは、ねこの正しい飼い方や接し方、ねこが好きなひともねこに困るひとも守るべきルールを明確にし、適切な飼育スタイルや動物愛護への理解を広めることを目的としています。ねこの被害に迷惑するひと、天寿を全うできない不幸なねこがなくなることで、「ひととねこが平和に共存するまち・ながさき」を実現できるように、このガイドラインを活用していただければ幸いです。



1 ねこの分類

このガイドラインでは、**所有**（飼われ方）と**管理**（給餌・衛生・健康）の面から、次のようにねこを分類します。

		管理面
飼い主がはっきりしている	① 完全室内飼いねこ	◎～○
	② 内外飼いねこ	○～△
飼い主がはっきりしない	③ 外飼いねこ	△～×
	④ 餌やりねこ	△～×
飼い主がない	⑤ ノラねこ	×
	⑥ ②～⑤のねこが生んだ子ねこ	×

ひととねこが平和に共存するために望ましい飼い方は「①完全室内飼い」です。ねこが健康で長生きできるための「思いやり」、ねこが地域住民に迷惑をかけないための「ルール」の両面から考えて、ねこを外に出すことが望ましくないのは明らかです。できるだけ「完全室内飼い」を行なうようにしましょう。



室内飼いのねことノラねこ、その暮らしは大きく違います

2 ねこの生態と習性

(1) 成長

- 1～1.5 週齢 目が開く / 自力で排泄はできない
- 3～4 週齢 歩行開始 / 乳歯が揃い始める / 自力排泄が可能になる
- 1～2 ヶ月齢 ひとを含めた他の動物との接し方を身につける / 運動が活発に
- 3 ヶ月齢 歯が生え替わり始める / 混合ワクチン接種適齢 (1 ヶ月おきに 2 回)
- 4～5 ヶ月齢 体格は成猫に近くなる / 不妊化手術適齢 (体重 2kg が目安)
- 6～8 ヶ月齢 性成熟に達し、メスは出産可能に、オスも繁殖行動可能に
- 1 歳 成猫となり、ほぼ成長が止まる (人間に置き換えると 20 歳くらい)
- 7 歳～ シニア期に入る (人間の 45 歳くらい) / 定期的な健康診断を

(2) 寿命

ノラねこは長生きしてもせいぜい 4～5 年と短命です (人間に置き換えると、せいぜい 30 代半ばで亡くなることになります)。一方、完全室内飼いのねこは、適切な栄養管理と健康管理を行なうことで、20 歳近くまで生きることもあります。

(3) 繁殖

不妊化していないメスは年 2～4 回の発情期があり、交尾した場合は 100% 妊娠します。授乳中でも妊娠することがあり、また親子・兄妹間で繁殖することもあります。妊娠期間は 65 日、1 回の出産頭数は 2～6 匹が普通です。オスは決まった発情期はなく、メスの発情に誘発されて繁殖行動を行ないます。

(4) 習性

- 夜行性 基本的に、昼間は休息し、夜間に活動が活発になります。
- トイレ 乾いた柔らかい土や砂地を好み、ほぼ一定の場所を選びます。この習性を利用すると、トイレのコントロールをすることができます。
- 行動範囲 個体差や環境にもよりますが、屋外にいるねこは概ね半径 250 m 程度のなわばりを持ちます。メスよりもオスの方が行動範囲は広く、また発情・繁殖行動中にはより広い範囲を動き回ります。
- マーキング オスはなわばりを主張するために、臭いの強い尿をスプレーのように飛ばしてマーキングを行ないます (去勢手術によって軽減されます)。
- 爪とぎ なわばりを示す・気分転換を図る・爪の新陳代謝を促すなど、さまざまな理由で爪とぎをします。爪とぎも、トイレ同様、ほぼ決まった場所で行ないます。
- その他 環境の変化に対しては敏感で、それがストレスとなります。一方、必ずしも広い活動スペースは必要としないので、十分に室内飼いは可能です。広さよりも、むしろ上下運動を好むため、キャットタワーなどを設置するとよいでしょう。

3 適正飼養とは

平成 24 年 9 月に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」では、**飼い主（所有者）の責務**として、次のような適正飼養の項目を掲げています。

(1) 逃げ出さないように対策すること & 身元の表示をすること

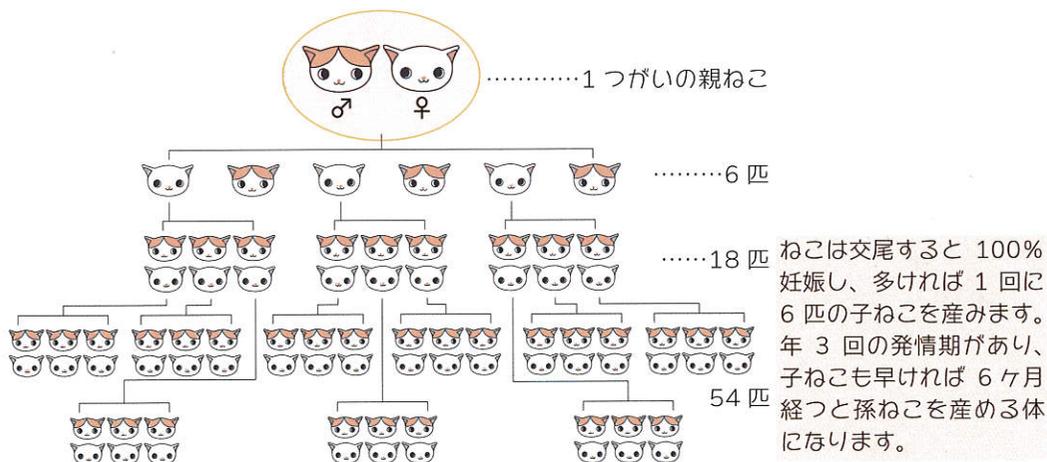
ねこを外に出すと、糞尿や鳴き声、車や庭木に傷をつけるなどして、ご近所に迷惑をかけてしまいます。また、交通事故や感染症によって命を落としたり、戻れなくなってノラねこになってしまうこともあります。「ねこへの思いやり」と「ご近所づきあいのルール」のために、完全室内飼いは必要です。完全室内飼いをしている、ねこは思いがけないきっかけで逃げ出してしまふことがあります。玄関や窓には脱走防止策を施すとともに、連絡先を書いた首輪やマイクロチップなどを装着しましょう。

(2) 終生飼養すること

飼う前にはねこの生態・習性を理解し、居住環境（ペット可であることの確認）、飼育費用、不妊化費用、治療費用、世話の時間など、家族全員で十分に話し合い、ねこを最期まで看取る決意と覚悟をもって飼いましょう。

(3) 不妊・去勢手術を施すこと

1 つがいの親ねこからは、1 年間で最大 70 匹の子ねこ・孫ねこが生まれます。できるだけ早く、頭数の少ないうちに、メスの不妊手術・オスの去勢手術を行ないましょう。



☆オス去勢手術のメリット：発情しない / 妊娠させない / マーキングが減る / 家出やケンカ・威嚇する鳴き声が減る / 性格が温和になる

☆メス不妊手術のメリット：発情しない / 妊娠しない / メス特有の病気が防げる

(4) 病気についての正しい知識を持つこと

猫白血病・猫エイズ・猫パルボ・猫カリシなどのウイルスによる感染症は、時には簡単にねこの命を奪いますが、その多くはワクチン接種によって防げます。また、狂犬病やパストツレラ症などの人獣共通感染症は、飼いねこから飼い主にも広がってしまいます。かかりつけの動物病院を持ち、ワクチン接種などの健康管理に努めましょう。

4 ねこの困りごと

よくある相談を例にしてみました。このほかにもさまざまな相談が動物管理センターや動物ボランティアには寄せられます。ねこの困りごとを抱えている方は、一度相談してみてください。同じようなことに悩んでいる人はたくさんいますし、解決策もきっとあります。

●子ねこを拾ってしまったが、どうしたらいいだろうか

家で飼えない場合は、他の飼い主さんを探しましょう。知り合いに声をかけるほか、動物病院やお店・コンビニにポスターを貼らせてもらったり、インターネットの里親さがしサイトに掲載してもらったり、行政やボランティア主催の里親さがし譲渡会に参加するなど、たくさん方法があります。せつかく助けた命です。あきらめて放り出すことなく、最後まで責任を持って里親さがしを続けてください。



●庭によそのねこがやってきて糞尿被害を受けている

ガーデニングでやわらかくした土は、恰好のねこトイレになります。それを避けるには、より快適なトイレを用意するか、逆にねこにとって快適ではない環境づくりをする必要があります。市販のねこトイレを置いてみる、忌避剤（木酢液・竹酢液は比較的効果があります）をまく、水を撒く（猫は水を嫌います）、トゲトゲや超音波発生器など市販のねこ除けを置くなど、いろいろな方法を組み合わせながら試してみてください。

なお、ねこに罪があるわけではありませんので、虐待になるようなことをしてはいけません。愛護動物の虐待は犯罪です（2年以下の懲役または200万円以下の罰金に処せられます）。その前に相談を！

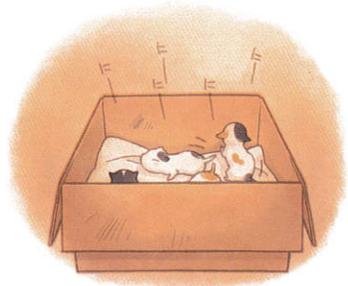
●近所で餌やりをされ、ねこが集まって迷惑している

餌やりをする人は「かわいそうなねこ」が集まっている場所にやってきます。そして周囲から疎まれ、文句を言われても、なかなか餌やりをやめることはなく、深夜や早朝に時間を変えて餌やりを続ける傾向にあります。無責任な餌やり行為を地域からなくすためには、「かわいそうなねこ」をなくさなくてはなりません。

未去勢・未不妊のねこを外に出してしまう飼い主が地域にいませんか？ そこから生まれた子ねこのほとんどは「かわいそうなねこ」になりますから、地域に適正飼養の考えを広めることは重要です。また地域ぐるみで「かわいそうなねこ」を管理する「地域ねこ」のしくみも検討する価値があります。地域ねこ活動を行なおうとする自治会に対しては、行政・ボランティアの支援も受けられますので、ぜひ相談してみてください。

●家の前に猫を捨てられて困っている

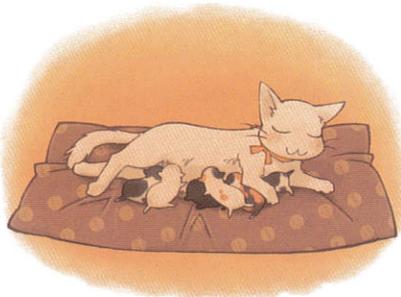
愛護動物の遺棄は犯罪です（100万円以下の罰金）。所轄の警察署・交番に連絡して事情を説明するとともに、立看板や照明を設置したり、自分のねこは室内飼いにして外に出さないなど、捨てにくい環境を整えるのが効果的です。また、自治会にも相談して、地域ぐるみで捨てねこをされないまちづくりに取り組むことが望ましいです。



●去勢手術・不妊手術は受けさせたいが、お金がない

オスの去勢手術は1.5～2万円、メスの不妊手術は2～2.5万円程度かかるのが平均的です。決して安い金額ではありませんが、一定の条件を満たすと行政・獣医師会・ボランティア団体が行なっている事業から補助を受けられることもありますので、ご相談下さい。

何よりも、早めに・頭数が少ないうちに手術を済ませてしまうのが鉄則です。増えてからでは、手術費用もかさみますし、それだけでなく、毎月の餌代も何倍にも増えます。「将来の餌代を増やさないため」と考えて、手術のためにお金を回すように心掛けて下さい。



●飼いねこが迷子になってしまいました。どうしたらいいですか？

まず動物管理センターと地域の警察署・交番に、迷子になったねこの特徴（首輪の有無、雌雄の別、年齢、柄・模様、体格やしっぽの長さなど）とともに、迷子になった経緯を知らせて下さい。

実際にねこを捜すには人手と人の目が必要です。できるだけ多くの方に手伝ってもらいましょう。ちらしやカードを用意していつでも誰にでも渡せるようにします。

迷子になったねこは、2～3日は近所に潜んでいるケースが大半ですが、それ以降はかなり広い範囲をさまよい歩くこともあります（数km以上離れた場所まで移動してしまうことも稀ではありません）。「そのうち戻るだろう」と呑気に考えず、早く手を打つことが鉄則です。

そして、1ヶ月以上経過してから見つかることもありますので、決してあきらめずに探しましょう。きっと飼いねこもその思いに応えてくれるはずです。



長崎市のねこ事情

「長崎はねこが多い」と言われます。これほどねこが多いのは、車が通りにくいまちの造りや冬でも温暖な気候が、ねこにとって住み心地がよい点が挙げられます。しかしこのねこたちをめぐって市内のあちこちの地域でねこ好きの人とねこに困っている人とが対立し、トラブルともなっています。特にノラねこ（飼い主のいないねこ）に餌をあげている人たちの問題は、全国では殺人事件にまで発展してしまうこともあるぐらい深刻です。

ノラねこへ餌をやる人も決して悪いことをしているわけではなく、「かわいそうだから」という優しい気持ちを持った人たちです。けれども、自分ひとりで餌やりから糞尿の始末、繁殖制限のための手術など、すべてのねこの管理をすることはできません。そこで「地域ねこ活動」が生まれました。地域の中のねこ好き、ねこで困っている人、その他皆が一緒になって地域のノラねこを管理し、問題を解決してゆくことが大事です。

5 地域ねこ活動

「地域ねこ活動」ということば自体は、近年少しずつ知られるようになってきましたが、その中身についての理解はまだ十分には広まっていないようです。

「飼い主がはつきりしているねこ」については、飼い主が適正飼養のルールを守ることで、「ねこへの思いやり」も「ご近所づきあいのルール」も満たすことができます。けれども、地域の生活環境を考える上では、「飼い主がはつきりしないねこ」「飼い主がいないねこ」をそのまま放置しておくわけにはいきません。

そうした特定の飼い主がいないねこのうち、その地域の複数の住民やボランティアによって、(1) 定期的に餌を与えられ、(2) 糞尿の清掃が行なわれ、(3) 不妊化手術を施されているねこを「地域ねこ」と呼びます。このガイドライン 2 ページにある「ねこの分類」に挙げた④⑤⑥のねこたちがその対象となります。不妊化で一代限りとなったねこを、餌やり・トイレ・健康面からしっかりと管理するのが「地域ねこ活動」です。

「地域ねこ」は、通常 5 年程度、長くても 10 年程度で一生を終えます。全ての地域ねこがその天寿を全うしたときに地域ねこ活動も終了します。そのときには、ねこのもたらす被害に迷惑する人も、天寿を全うできない不幸なねこも、いなくなっているはずですが、無理やりねこをよそに追い払ったり捕獲・駆除するのではなく、ねこの寿命を待ってその数を緩やかに減らしていくことで、「ねこの被害に困っている人」「ねこに優しくしたい人」双方に配慮しながら、ひととねこが地域で共生できるようにしていくのが「地域ねこ活動」の目標です。

地域ねこ活動について、より詳しく知りたい方は、動物管理センターまでお問い合わせ下さい。

TNR と耳先カット

TNR とは、^{トラップ} Trap: 捕獲～^{ニューター} Neuter: 不妊去勢手術～^{リターン} Return: 元の居場所に戻す、の頭文字を取ったもので、飼い主のはつきりしないねこ・飼い主のいないねこを徐々に減らしていくための方法です。捕獲して不妊化手術をしたねこを元の場所に放すことにより、それ以上子ねこが生まれることがなくなるとともに、そこによそからねこが流入することを防ぎます（捕獲だけしたままそこにねこがいなくなると、その空白地帯によそのねこが流入するバキューム現象が起こります）。

TNR をきちんと行なった場合、子ねこの減少はその年から明らかに見られます。成ねこも含めた全体の頭数も概ね 3 年で半



不妊手術を済ませた目印として右耳の先に V 字の耳先カットを施したねこ
(写真＝長崎県地域猫活動連絡協議会)

6 緊急・災害時対策

災害時においても、飼育動物は飼い主の責任の下、飼育・管理することが必要となります。家族の一員である飼いねのために、安全に避難できるよう日頃から準備をしておきましょう。

- 保存ができる餌・水・常用薬を、少なくとも5日以上、確保しておきましょう。
- 飼い主が特定できるよう、迷子札とマイクロチップの二重の用意が、いざというときに有効です。
- はぐれた場合を想定して、飼いねこと飼い主と一緒に写った写真を用意しておきましょう。携帯電話に保存しておくのもよいでしょう。
- ケージやキャリーに入れるように、普段から慣らしておきましょう。
- 飼いねことともに行動し、避難場所へ向かいましょう。通常、ペットは避難所居室には入れません。飼育に必要な資材は、飼い主が持ち寄るのが原則です。

困ったときの連絡先

●飼い猫が迷子になったら／遺棄・虐待を見つけたら

長崎市動物管理センター（844-2961）

長崎警察署（822-0110） 大浦警察署（829-0110） 稲佐警察署（864-0110）

浦上警察署（842-0110） 時津警察署（881-0110）

●動物病院を探したい

長崎県獣医師会（0957-26-3678・<http://nagasaki-vet.com/byouin-1.html>）

●譲渡会で猫の里親を探したい／猫の里親になりたい

長崎市動物管理センター（844-2961・通例7/8/10月第3日曜）

長崎猫の会。（nagasaki-ekonokai@yahoo.co.jp・通例毎月第4日曜）

R&G 長崎の保健所の命を救う会（080-3221-1230・通例毎月第1日曜）

※いずれも猫の保護依頼は受け付けていません。日程・会場など、詳細はお問い合わせ下さい。

●地域ねご活動について相談したい

長崎県地域猫活動連絡協議会「ねご会議」（080-2080-0581・通例毎月第2土曜）

※相談会を実施しています。日程・会場など、詳細はお問い合わせ下さい。

長崎市動物管理センター

〒852-8104 長崎市茂里町2-2 TEL: 095-844-2961 FAX: 095-846-1197

E-mail: doukan@city.nagasaki.lg.jp

制作協力：長崎県動物愛護推進協議会長崎支部・長崎県地域猫活動連絡協議会

平成26年3月